

4 鳥獣被害防止に向けた取組事例

令和5年度 鳥獣対策優良活動表彰 農林水産大臣賞(被害防止部門(団体))

「川合地域農場づくり協議会」

- サル位置情報共有システムの導入により地域住民に群れの位置情報を共有し、過去の行動パターンから進路を予想することで、地域全体での追い払いを実施。
- 設置済のおじろ用心棒に対して、電柵電圧遠隔管理システムを導入。電牧器本体の故障、雑草等による漏電、倒木等による断線やバッテリー切れなどの異常事態に対して、遠隔で確認することで、電気柵の防除効果を高い状態で維持することが可能。
- 地域内の廃校となった小学校をキャンプ場として活用し、里山体験コンテンツとして「柿のもぎ取り体験」を実施し、人手不足等で実施できなかった放任果樹の除去を行い獣害対策につなげている。

活動内容

地域で話し合い対策の目標を共有



追い払い対策

- 発信機による位置把握
 - ・首輪型の発信機を装着
 - ・群れを追跡して位置を把握
 - ・リアルタイムで情報共有



捕獲対策

- 捕獲檻等の効率的な運用
 - ・過去のデータから移動ルートを予測



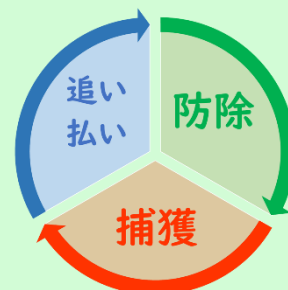
防除対策

- おじろ用心棒の活用
 - ・おじろ用心棒による防除を実施
 - ・電圧遠隔監視システムを試験導入



対策を継続

- 地域住民が主体となって対策を継続
- 楽しい獣害対策で地域を活性化



表彰式



被害防止から利活用・処理まで総合的な対策を実施(静岡県伊豆市)

農林産物被害の拡大(シカやイノシシの生息数が増加し生息区域も拡大) 奥山だけでなく里山・農地・人家まで

被害状況の把握(市内農業者約1,400人に対し毎年被害状況調査を実施) 特産品のワサビ・シイタケなども甚大な被害

被害発生防止の取組

1 防護柵の設置

防護柵設置に対する補助
(市単)ワイヤーメッシュ柵、電気柵等
H21～R2 計 266km
(国庫)ワイヤーメッシュ柵
H25～R2 計9km



個別の対応では未設置ほ場への被害拡大が発生するため、広域的な設置を推進

ハード・ソフト
の両面から対策を推進

農業者が自分の農地を自分で守る意識付けや、正しい被害対策の知識を普及
市が防護柵の適切な設置・維持管理を指導

2 被害防除指導の実施 被害集落での研修会の開催



各地域の指導者・リーダーとなる人材を育成

Point
市職員が直接現場作業に関わり、多くの経験をする事で、現場で起きていることを知り、何が大変かを学ぶことが重要。行政任せになることが多い中で、少しでもやる気になっている方をいかに支援するかがポイント

捕獲・利活用・処理の取組

1 捕獲の推進

成果
令和2年度にシカ・イノシシ合計約6,000頭を捕獲

- 捕獲者の高齢化・猟友会のボランティア精神に頼った構造
⇒ 狩猟免許所持者による「伊豆市有害鳥獣捕獲隊」の結成(H20～)
- 後継者の不足
⇒ わな免許取得費用の補助や初心者向け技術講習会を市が開催(H27～)
- ⇒ 労力削減のため、ICTやIoTなどを活用したわなを導入(H29～)

2 処理から利活用へ

成果
○ 命をいただいた動物の最大限有効利用
○ 捕獲者の負担軽減

○ これまでの多くが埋設処理

⇒ 利活用の推進

- ★ 食肉加工施設「イズシカ問屋」の設置
(H22鳥獣被害防止総合対策交付金)
- ジビエを市の新たな特産品に
- 個体買取による捕獲者の負担軽減・意欲増進



3 食肉処理ができない 個体等の処理対策

成果
○ 捕獲推進に伴い搬入頭数も増加
→ 食肉受入頭数の限界
○ 利活用できない個体の処理

- ★ 減容化施設の設置
(H29鳥獣被害防止総合対策交付金)



被害防止から利活用・処理まで総合的な対策を実施(静岡県伊豆市)

きっかけ
農林産物被害の拡大
森林や自然環境の破壊
シカやイノシシの生息数・生息域が拡大

被害状況の把握

- 市内農業者約1,400人に対し毎年被害状況調査を実施
- 被害情報などをもとに、捕獲や被害防止対策を実施

捕獲対策① 伊豆市有害鳥獣捕獲隊の結成(H20～)

- 捕獲者の高齢化や猟友会のボランティア精神に頼った構造からの脱却を図るために、市内外の狩猟免許所持者で結成
- 6班226人体制で有害捕獲を実施。市で報奨金を支払い
- H29からは選抜メンバー約50人と市職員5人で実施隊を設置
- 実施隊は、ゴルフ場や別荘地など捕獲がしづらい場所での対応等に従事

被害防止対策の実施(H21～)

- 防護柵の設置支援
 - ・個別に対応していると未設置ほ場に被害が発生するため、広域的な設置を推進
 - ・柵の設置後も不備があると再び侵入されることから見回りや点検等も市が農業者に指導
- 被害防止のための研修会等の開催
 - ・以下の対策手順を農業者に理解してもらうことから始めた
 - ①みんなで勉強する
 - ②守れる集落、守れる農地に環境改善
 - ③柵で守る、追い払う ④捕獲する
 - ・市が同時に作成した対策の手引き配布



捕獲個体の埋葬処理が捕獲者に負担

捕獲対策② イズシカ問屋の設置(H23～)

- 捕獲個体の利活用を推進するため、「イズシカ問屋」を設置
- 個体買取により捕獲者の負担を軽減し、捕獲意欲を促進
- ジビエが市の新たな特産品に

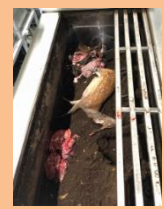


取組のポイント

- 市職員が自ら様々な現場作業に携わり、多くの経験をする中で、現場で起きていることを知り、何が大変かを学ぶことが重要
- 行政任せになることが多い中で、少しでもやる気になっている方をいかに支援するかがポイント

捕獲対策④ 減容化施設の導入(H30～)

- 頭数制限や個体の状態などの理由によりジビエの利活用が困難な個体の処理のため、微生物により個体を分解する減容化施設を導入



捕獲対策③ 後継者不足対策(H27～)

- わな免許取得費用の補助や初心者向け講習会の開催(H27～)
- 労力削減のため、ICTやIoT技術を活用したわなを導入(H27～)

今後の課題

- 被害防止対策の指導者となる人材を増やし、住民と農業者に対して、自分の土地を自分で守ることの意識づけや、正しい知識の習得などを更に推進させること

材料費1,500円程度で製作可能な自作くくりわなの普及も推進

集落ぐるみの鳥獣被害防止対策(福島県南会津町中荒井集落)

- ニホンジカやイノシシによる農作物被害が集落全域で発生・拡大
- 「鳥獣被害は個人の課題ではなく、集落の課題」と考え、組織的な取組を開始するため区長、区役員、耕作者等により構成された中荒井区有害鳥獣被害対策委員会を平成27年に設立し、電気柵の設置、緩衝帯整備等を実施
- 町、県、法人及び大学等の関係機関と連携し、対策の計画立案や鳥獣対策研修会等を通して、大学生や他集落住民等へ対策の波及活動により多様な人材を活用し、集落ぐるみの対策を実施

取組内容

- 地域の鳥獣被害の現状や対策について理解を深め、集落ぐるみで対策に取り組む機運が高まり、平成27年4月に「中荒井区有害鳥獣被害対策委員会」を設立
- 電気柵設置による被害防除を実施
ニホンジカの侵入を防止するため、多面的機能支払交付金や町事業を活用し、平成27～29年に電気柵を約3.9km設置
- 電気柵の維持管理
委員会により各設置箇所5地区に10名の管理責任者(集落住民)を配置し、管理責任者による点検(電圧確認等)と、状況に応じた共同作業(草刈り等)を行う体制を整備
- 緩衝帯整備
野生動物が出没しにくい環境を整備するために、緩衝帯の整備を開始。住民のみの整備は困難であるため、県や町の事業や大学生等の人材を活用し、出没情報に基づき、計9.3haで間伐等を実施。放任果樹等の除去や、緩衝帯整備後の管理として、委員会による定期的な草刈りも実施。間伐した木材は、集落内に事業所を置く、NPO法人あたご(障がい者福祉施設)で割りばしに加工し、地域資源を有効利用



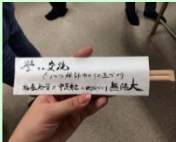
《電気柵設置の様子》



《草刈りの共同作業の様子》



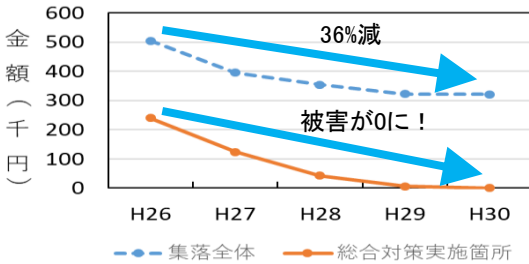
《間伐の様子》



《加工した割りばし》

成果

- 中荒井集落の農作物被害額の推移
(集落全体)
平成26年:50万円 → 平成30年:32万円
(水田を中心に総合対策を実施した個所)
平成26年:25万円 → 平成30年:被害なし



- 他地域への波及
集落ぐるみの鳥獣被害対策を希望する近隣の集落から、電気柵の設置や維持管理に関する相談が寄せられ、実施した活動に基づき、アドバイス等を行うことで、他地域への鳥獣被害対策の波及に大きく寄与

集落ぐるみの鳥獣被害防止対策(福島県南会津町中荒井集落)

きっかけ・背景

- 平成25年頃からニホンジカによる農作物被害が発生
- 平成26年以降には集落内ほぼ全域で水稻の食害が発生し、生産意欲が減退

Step1 対策組織の設立(H27)

- 地区で開催した集落ぐるみの鳥獣被害防止研修会(主催者:集落、指導者:南会津農林事務所)を機に「中荒井区有害鳥獣被害対策委員会」を設立
- 対策委員会は、「なかあらい大地を育む会(区長)」(多面的機能支払交付金:多面的機能の更なる増進)や区の役員等約40名で構成

Step2 関係機関との連携(H27~)

- 町・県などの行政機関や大学等の研究機関と連携し、ワークショップや集落環境診断を実施
- 地区内の現状を把握して、課題を整理し、計画の協議・立案を行い、合意形成を図る

Step3 対策の実行(H27~)

- ニホンジカ・ニホンザル対策のため平成27年に電気柵約1kmを試験的に設置
- 県農林事務所の協力を得てセンサーカメラによる鳥獣の出没状況を確認
→電気柵設置による被害の減少

<中荒井集落の概要>

人口 326人(令和2年1月現在)
世帯数 112世帯(うち農家25戸)
農地面積 90ha(田30ha、畑60ha)



中荒井集落の皆さん



Step4 効果検証と次の対策検討、実行(H27~)

- ワークショップにて電気柵の効果を確認、設置距離の延長や維持管理について協議
→設置距離延長(令和元年現在で設置距離約3.9km)
電気柵の管理責任者を配置
(集落内5地区、10名)
- 県や町の事業を活用し、大規模な緩衝帯整備(約9.3ha)
- 県・大学の生息状況調査や技術実証を通じ、地域住民の対策への理解が深まるとともに、適正管理への意識向上

今後の取組

- 鳥獣の個体数低減対策を早急に推進
- 行政・法人・大学等の関係機関と連携しながら、集落ぐるみの被害防止対策を継続
- 優良農地の維持管理を継続し、営農を活性化

取組を経て…

Step6 他地域への波及(H29~)

- 集落ぐるみの鳥獣被害対策を希望する近隣の集落から相談が寄せられ、行政ではなく住民としての立場からアドバイス
- 県が主催する各種研修会の現地視察先として受け入れ、取り組みを紹介するほか、様々な場で事例発表を行い、各方面への波及を推進

Step5 地域農業の活性化(H29~)

- 集落内の農業法人等と連携し、耕作放棄地の解消や緩衝帯整備(間伐体験)を推進
- 解消した耕作放棄地を活用し、障がい者福祉施設が農産物の生産や加工をしており、雇用機会確保に貢献
- 地元大学の地域活性化サークルの受入、交流を進め、地域住民との交流を通じて地域農業のみならず地域全体の活性化に寄与

耕作者と普及指導員によるICT技術を活用した鳥獣害対策(奈良県五條市)

- 耕作者と普及指導員が協力し、集落ぐるみの鳥獣被害対策を実施
- 侵入防止柵の維持管理のため、集落一斉点検を実施。被害状況マップを作成し、その情報を共有
- 被害箇所では、センサーカメラにより侵入経路を特定し、柵の補修や箱わなの設置等を実施

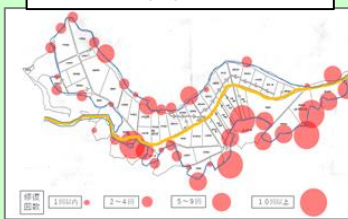
取組内容

- 普及指導員が耕作者に対して、学習会や現地指導を行い、柿団地において集落ぐるみの鳥獣害対策を実施
- 柿団地に整備した侵入防止柵の維持管理のため、集落一斉点検を行い、被害状況マップを作成して情報を共有

柵の集落一斉点検の様子



作成した被害状況マップ



センサーカメラの設置



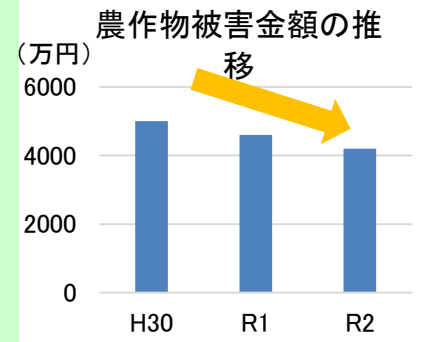
- 被害箇所には、センサーカメラを設置して、侵入経路を特定し、柵の補修や周辺の除草活動を実施
- 特定された侵入経路を中心に、柵の周辺に箱わなを設置

成果

- 地域ぐるみの取組により、地域全体の鳥獣被害防止の意識が高揚



- 農作物の被害面積が約2割減少



耕作者と普及指導員によるICT技術を活用した鳥獣害対策(奈良県五條市)

きっかけ・背景

- 鳥獣被害防止総合対策事業交付金で平成26～29年に柿団地全体に柵を設置
- 柵の強度が弱い場所などから獣が侵入し農作物被害が発生

課題

- 柵を整備したものの
農作物被害が発生
し、耕作意欲が減退

Step 1 現状把握

- 耕作者、普及指導員で、柵の一斉点検等を実施
- 獣の侵入箇所を特定した被害状況マップを作成

Step2 補修・環境整備

- 被害状況マップを参考に、センサーカメラを設置して侵入経路を特定し、柵の補修活動を実施
- 柵周辺等の草刈りを行い、環境整備を実施

Step3 捕獲

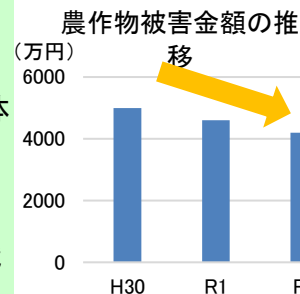
- 特定された侵入経路を中心に箱わなを設置
- その後もセンサーカメラを設置し、箱わなや柵の周辺を監視

取組の特色

- 耕作者と普及指導員が連携し、集落ぐるみで鳥獣被害対策を実施
- センサーカメラを使用することで、鳥獣被害を動画で確認でき、侵入経路の特定が容易になり、耕作者の鳥獣被害防止の意識啓発を促進

取組による成果・効果

- 対策前と比較して農作物被害が約2割減少
- 耕作者が主体となった地域ぐるみの取組により、地域全体の鳥獣被害防止の意識が高揚。その結果、わなの見回りなどをサポートする捕獲サポート隊の設置を促進
- 被害状況マップやセンサーカメラを活用し、鳥獣被害を見える化することで、柵の補修、環境整備等の大切さを認識



多様な人材を活用した柵の設置・管理による徹底した獣害対策で営農意欲UP (三重県菰野町)

- 住民が得意な分野でリーダーシップを発揮してメンテナンスのしやすい多獣種防護柵を設置
- 農業者が狩猟免許を取得
- 設置した防護柵により被害額が9割減少し、捕獲数が倍増する相乗効果
- 農業者だけでなく、自治会(地域住民)も参加して地域一体となった獣害対策の取組

取組内容

- 過疎化及び高齢化が進む集落において、「管理が継続できる」獣害防護柵について検討し、強固で維持管理を行いやすく、他にはない防護柵を設置



地域住民の勉強会



地域に適合した複合柵、門扉、水路の暖簾式ゲート

- 農業者が狩猟免許を取得し捕獲活動を実施する体制をつくり、柵周辺での捕獲を実施
- 柵の管理は、農業者が中心となってい、自治会は、草刈り、道路補修、パトロール等を担当し、日々改善を図りながら獣害対策を継続
- 獣害対策が進み農業被害も減少したことから、基幹産業である農業を活かした集落の将来あり方についての検討会を実施

成果

- 柵の設置により、イノシシ、シカ、サルの被害が9割減少し、イノシシ、シカの捕獲数が倍増する相乗効果
- 地域ぐるみの取組により、獣害対策が地域振興を考えるきっかけに
- 防護柵内での菰野町特産のマコモタケ栽培に、オーナー制度を導入して県外からも収穫体験者が訪れるなど、地域の魅力を発信することで地域振興に

近年の被害額		(千円)		
獣種	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
イノシシ	1,715	50	50	
ニホンジカ	1,205	35	35	
ニホンザル	902	300	300	
合計被害額	3,822	385	385	

9割減少！

多様な人材を活用した柵の設置・管理による徹底した獣害対策で営農意欲UP(三重県菰野町)

